

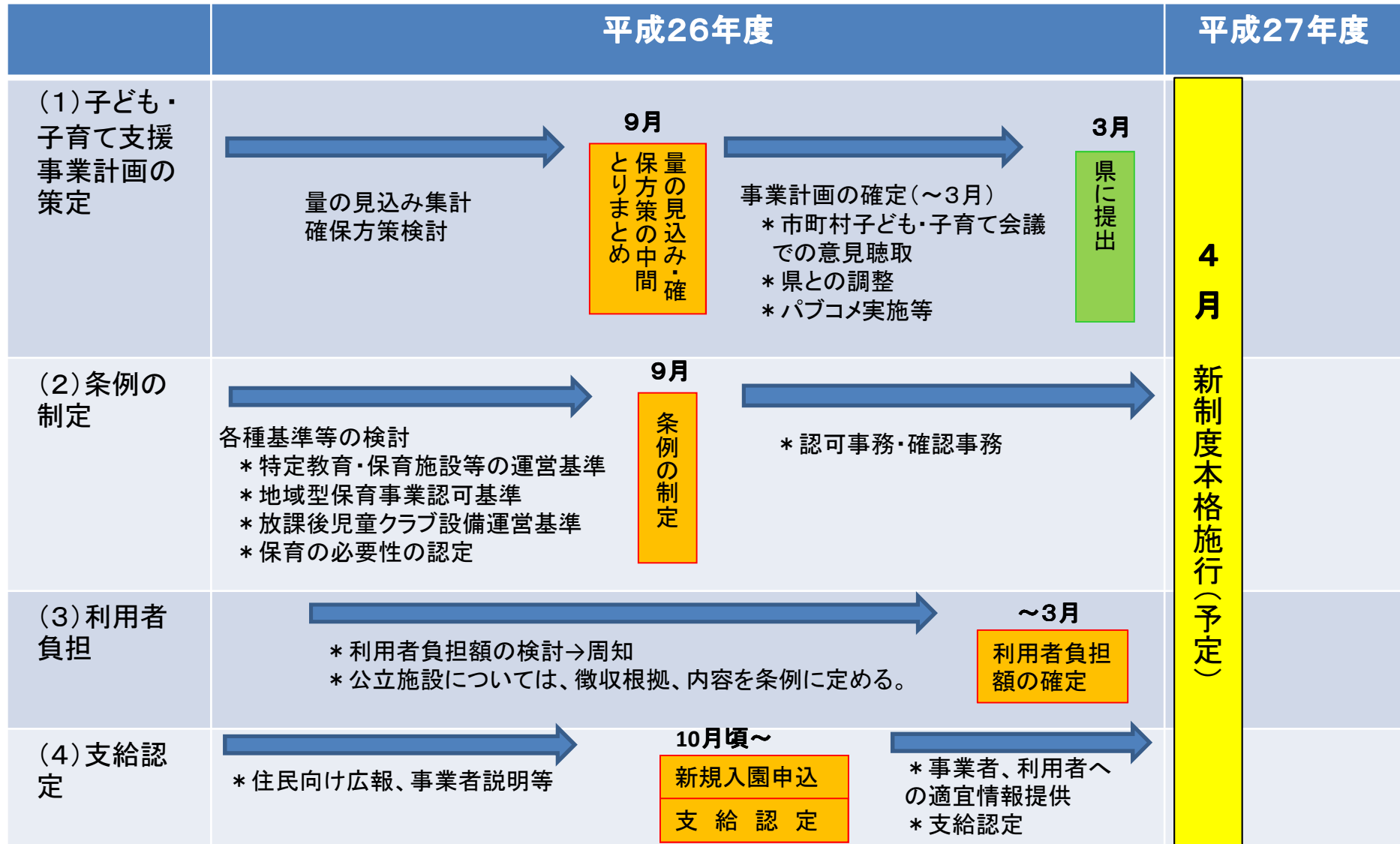
子ども・子育て支援新制度について

【平成27年度 本格施行予定】



こども・女性局 子育て支援課
平成26年10月20日

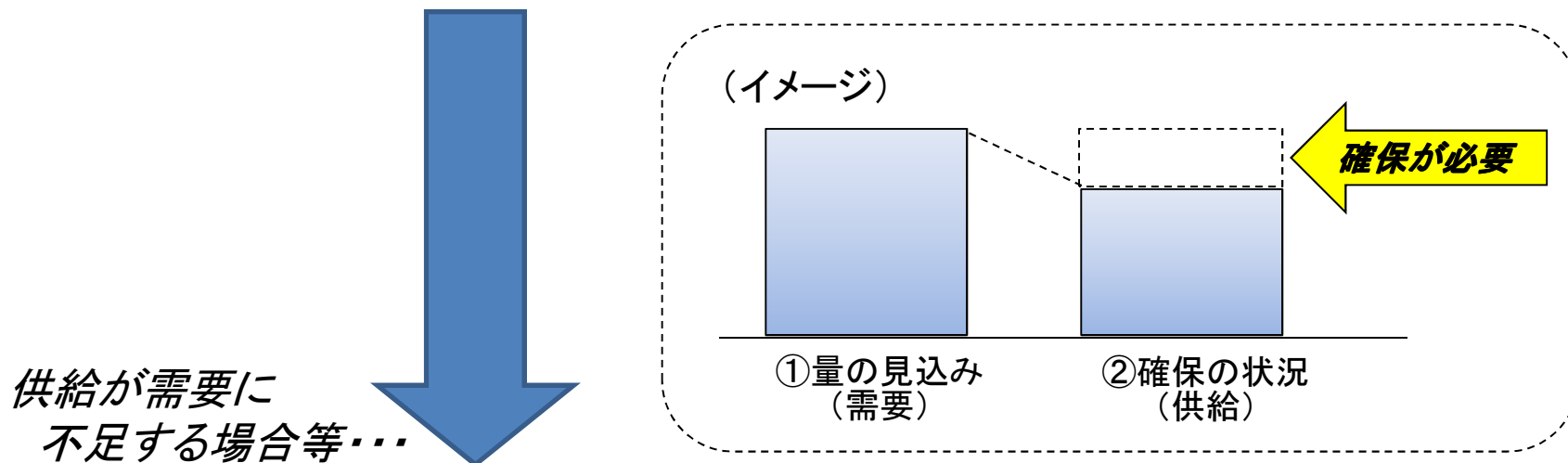
新制度本格施行までの標準的な作業スケジュール



新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項 1

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定

①量の見込み(需要(ニーズ)量)の調査、②供給量の確認



供給確保方策(施設整備等)を計画に必ず記載

- ・需給バランスを測定する単位は、「教育・保育提供区域」。
- ・「教育・保育提供区域」は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、市町村が定める。

※計画策定にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」の意見を聴く必要がある。

新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項 2

(2) 条例の制定

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例
- ② 地域型保育事業の認可に関する基準条例
- ③ 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準条例
- ④ 保育の必要性の認定に関する基準(条例又は規則等)

(参考) 新制度における認可・確認の主体

給付等を受けるためには、施設又は事業が「認可」されているだけでなく、市町村によって「確認」されていることが必要(放課後児童クラブを除く)

施設等種別	認可	確認
幼保連携型認定こども園	県、中核市	市町村①
保育所(保育所型認定こども園を含む)	県、中核市	市町村①
幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)	県	市町村①
地域型保育事業(小規模保育等)	市町村②	市町村①

※市町村の後ろに付記されている丸数字は、上記(2)条例の番号に対応して関係条例を示しているもの。

新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項 3

(3) 利用者負担

- 新制度における利用者負担額は、応能負担が原則(公立幼稚園であっても同じ。)
- 利用者負担額は、条例または規則で規定。
- 公立の施設(認定こども園、幼稚園、保育所)にあつては、条例で徴収根拠、内容を定めることが必要。

(4) その他

- 平成27年4月～の新制度本格施行に向け、平成26年度中に施設の利用を希望する子ども(保護者)に対し、下記区分に応じた支給認定を行うことが必要。(他市町村への広域利用の場合も必要)

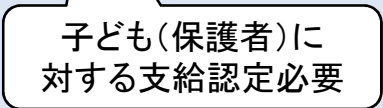
1号認定	…	2号認定以外の3歳以上の子ども ⇒ 幼稚園、認定こども園利用
2号認定	…	保育を必要とする3歳以上の子ども ⇒ 保育所、認定こども園利用
3号認定	…	保育を必要とする3歳未満の子ども ⇒ 保育所、認定こども園、地域型保育利用

保育所・幼稚園・認定こども園比較(新制度)

	保育所	幼稚園	認定こども園
目的	保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育する	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する	就学前の乳児・幼児に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する
対象児	0歳～就学前 就労等により両親等から保育を受けることができない乳児・幼児が対象	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前 就労等により両親等から保育を受けることができない乳児・幼児が対象 (幼稚園型認定こども園は、満3歳～就学前) 上記以外の満3歳～就学前の幼児
特徴	長時間子どもを預かることができる (概ね11時間の保育を実施) さらに、延長保育(1～2時間程度)を実施	保育時間は概ね4時間(午前中) 保護者ニーズに応じ、夕方までの預かり保育を実施 特に私立幼稚園において、特徴ある保育(小学校の事前教育)を実施	親の就労に合わせて、保育時間の長短が可能 (概ね4～11時間の範囲。 幼保連携型・保育所型認定こども園は、さらに延長保育を実施) 親の就労状況が変わっても、施設を変更せず、継続して利用できる 地域のこどもが、保育園または幼稚園に分かれることなく同一施設への通園が可能 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の取組(子育て相談、親子交流等)が義務付けられている

私立幼稚園と市町村の関係について

- ◆ 新制度の実施にあたり、私立幼稚園には、下記の3つの選択肢がある。

選択肢		主な財政措置	その他
新制度を選択	①「認定こども園」に移行	施設型給付 (市町村を通じて給付を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込に対する応諾義務が発生 ・利用者負担額は市町村が応能負担により定める(保護者の同意のもと、上乗せ徴収することは可能)。
	②「幼稚園」として存続		
③新制度を選択せず、現行どおり「幼稚園」として存続		私学助成 幼稚園就園奨励費 (県実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額は設置者が設定

※今年度末までに「特段の申出」をしない場合には、みなし規定により自動的に新制度を選択したこととなり、私学助成が受けられない。

※新制度開始後も、選択肢の変更は可能。

- ◆ 今後は、私立幼稚園のある市町村において、新制度に係る担当窓口を定め、私立幼稚園について積極的な情報提供、及び相談に応じることが必要。